

◇◆◇目次◇◆◇

- 1 【周知】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省）
- 2 【周知】雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に係る市の上乗せ助成について（高山市）

1 【周知】新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省）

国では、令和4年1月1日から3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等（保育園等を含む）の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を「小学校休業等対応助成金」により支援しています。

既に欠勤や年次有給休暇の取得として過去に処理された分についても、事後的に特別休暇に振り替えた場合は助成金の対象となります。

事業主の皆様には、この助成金を活用して有休の特別休暇制度を設けていただき、保護者である労働者の希望に応じて休暇が取得できる環境を整えていただきますよう、ご検討をお願いいたします。

○助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（日額上限額あり）

○厚生労働省 HP

支給要件の詳細や具体的な手続きは次の厚生労働省のホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

○申請書提出先（本社が県内にある場合）

次のあて先に郵送等により提出してください。

（あて先）〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階
岐阜労働局 雇用環境・均等室あて

○相談窓口

事業主からの助成金の申請手続や支給要件等に関するご相談に対応しています。

コールセンター 0120-603-999

受付時間 9時～21時（土日、祝日を含む。）

2 【周知】雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の市の上乗せ助成について（高山市）

市では、令和4年3月31日までの休業に係る国の雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金」という）の支給決定を受け、一定の要件を満たした事業者及び労働者を対象に、当該助成金及び支援金の上乗せ助成により支援しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により労働者を休業させ、事業者が休業手当を支払えない場合は、事業者の協力の下、労働者本人の申請により休業支援金とその市の上乗せ助成が申請できますので、雇用確保と生活支援の観点からこの支援制度について労働者にご案内いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省ホームページ

（参考1）雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=4&n=162>

コールセンター 0120-603-999

受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

（参考2）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=5&n=162>

コールセンター 0120-221-276

受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

○高山市ホームページ

（参考1）雇用調整助成金の上乗せ助成（高山市雇用調整支援事業補助金）

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1012355/1012375.html>

（参考2）休業支援金の上乗せ助成（高山市新型コロナウイルス対策勤労者休業支援事業補助金）

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1012355/1014594.html>

○市の上乗せ助成に関する問合せ先

高山市 雇用・産業創出課 電話0577-35-3182 (直通)

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、次の標題と本文を記載した電子メールを次のアドレスまで送信してください。

○送信先 rousei555@city.takayama.lg.jp

○送信内容

・ 配信中止の場合

標題：配信中止

本文：事業所・団体名、担当者氏名

・ メールアドレス変更の場合

標題：配信先変更

本文：事業所・団体名、担当者氏名、新・旧メールアドレス